

児童虐待とは…？

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に閉め出すなど



心理的虐待

言葉で脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV）など



ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことを放置するなど



こんなことも体罰になります

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頭をたたいた
- いたずらしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかったなど

「しつけ」と「体罰」は全く違います



こんなことは「面前DV」です

- 子どもの前で夫婦で激しく言い争う
- 子どもの前で家族を殴る
- 子どもの前で家族に暴言を吐く

「面前DV」は、子どもの心を傷つける虐待です



11月は虐待防止月間です

児童虐待について考える

この絵は、ある子どもが描いた絵です。女の子が満面の笑みを浮かべ、左側には「だいすき」の4文字が。絵全体の雰囲気も明るく、この絵を描いた子どもの心の底からの笑い声が聞こえてくるようです。しかし、残念なことに全ての子どもが、心の底から笑えていない現実があります。

問い合わせ 市子ども課 ☎ 39・3148

「児童虐待」とは？

児童虐待は、親や親に代わる教育者などが子どもに対して行う行為で「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の4つの型に分類されています。

こうした行為は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。子どもがいる全ての家庭から、このような行為をなくしていかなければなりません。

それ「しつけ」ですか？「体罰」ですか？

子どものしつけとして「言うことを聞かないのでたたいた」「いたずらをしたので長時間正座をさせた」などの行為を自分や周囲の人が行っているか。たとえば、しつけのためと親

子どもは親の様子を見ています

が思ったとしても、これらの行為は全て体罰であり、法律で禁止されています。しつけは、子どもの社会性を育む行為であり、体罰とは異なる行為です。

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことをドメスティック・バイオレンス（以下、DV）といいます。

DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する虐待をやめられない場合があります。また、DVが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われている場合があります。

さらに目の前でDVが行われることで、子どもを傷つけてしまう「面前DV」といわれるものもあります。DVまではいなくても、親がけんかをよくするなどあまり仲が良くない様子を見せることも、子どもの心身の成長に決して良い影響は与えません。

DVと児童虐待は、決して無関係ではありません。

全国の児童相談所が令和3年度に把握した虐待件数は、20万7千件を超えました。過去最多を更新した今、皆さんも児童虐待について、自分のこととして考えてみましょう。

相談・連絡先一覧

- **福津市 家庭児童相談室**
☎43・8218 午前9時～午後5時
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- **宗像児童相談所 (虐待や子どもへの接し方についての相談)**
☎37・3255 午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- **児童相談所 全国共通ダイヤル (24 時間受け付け)**
☎189 (いちはやく) 虐待相談ダイヤル
☎0120・189・783 子育てなどの相談ダイヤル
- **子どもホットライン24 (教育・健康・家庭・非行などの相談)**
☎092・641・9999 24 時間受け付け

近くに児童相談所があることを知っていますか。
名前は聞いたことがあるけれど、どんなときに利用するところなのでしょうか？
市を管轄する宗像児童相談所 (宗像市東郷 1 丁目 2-3) で家永所長の話を聞いてきました。

児童相談所は児童福祉法に基づき、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、子どもや家庭を援助することを目的にした相談援助機関です。宗像児童相談所は、福津市を含む 5 市 6 町を管轄しています。

相談内容は、虐待だけでなく「家庭の事情で育てられない」などの養護相談や「知的な遅れがあるのではないか心配」といった障がい相談、家出や窃盗などの問題行動に関する非行相談、「落ち着きがない」「生活習慣が心配」「不登校」などの育成相談など、さまざまです。

虐待などの相談件数は毎年増加しています。話を聞くと、「何度言っても子どもが問題行動をやめないで、感情的になって手が出してしまった」など、どうしていいのか分からず困っているという気持ちを抱えて相談するかたが、とても多いと感じます。



子どもの問題がどうして起きるのか、他に心配なことがあるのかなど、ご家庭の様子を聞きながら、子どもと関わっていくのが市の家庭児童相談室や児童相談所の役割です。市が定期的に開催し、関係各機関や地域のかたが集まる「要保護児童対策地域協議会」に児童相談所も参加し、地域で子どもたちが安心して暮らすために、どんな支援が必要かということを話し合っています。

子どものことで気になることがあったら、まずは市役所や児童相談所にご相談ください。つながることを第一に考え、皆さんと関わっていきます。

◀宗像児童相談所 家永志おり所長

もの家庭などから話を聞いた結果、虐待でないこともありまます。しかし、それをきっかけにして、子育てなどに関する手助けをすることができるとは限りません。

「家庭で悩みを抱えている」「子どもへの虐待を何とかしてやめたい」「周りで気にな

る子どもがいる」、そのようなときには、相談することへの一歩を踏み出してください。

児童虐待は家庭だけで解決すべき問題ではありません。社会全体で解決すべき問題なのです。

「学校で友達ができない」「夜遊びが多い」「身体的・知的な発達が遅れがある」など、子どもに関する悩みは尽きることがありません。また、これらの悩みが虐待の原因にな

一人で悩まずに
「市家庭児童相談室」に相談を

「学校で友達ができない」「夜遊びが多い」「身体的・知的な発達が遅れがある」など、子どもに関する悩みは尽きることがありません。また、これらの悩みが虐待の原因にな

児童虐待は、どの家庭でも起こる可能性があります。家族間のすれ違いやコミュニケーション不足、経済的な問題、周囲に頼れる人がいないなど、子育てをする中で生じる不安や寂しさから、虐待につながる可能性があります。

親自身が、子育ての不安や寂しさを晴らしたい、子どもへの虐待を本当はやめたいと望んでいる場合も多いはずです。家庭の問題だからと家庭内で抱え込んでしまい、事態が悪化してしまうこともありまます。

児童虐待は
特別なことではない

平成31年度～令和3年度 福津市における虐待件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
身体的虐待	45	37	74
性的虐待	2	0	2
心理的虐待	55	76	128
ネグレクト	27	6	35
計	129	119	239

※虐待相談件数は年々増加傾向ですが、令和2年度は令和2年3月～令和2年5月に緊急事態宣言が出され、休校になり学校経由の通告が減ったため、前年度よりも少なくなっています

※年代別相談件数では、未就学児が42%、小学生が37%、中学生が13%、高校生が8%と子どもの年齢が低いほど多くなっています

することもあります。

しかし、悩みがあるのは決して悪いことではなく、子どものことをしっかりと見守り、考えている証しです。

もし何か悩みごとがあれば、市の「家庭児童相談室」に相談してください。家庭児童相談室は、市子ども課内に設置されています。知識や経験がある相談員が無料で相談に応じ、秘密は固く守られます。直接、窓口で相談するほ

かに、電話で相談することもできます。家族や親戚、知人、友人、近所の人や子ども本人など、どなたでも相談することが出来ます。子どもについての心配ごとを家庭や学校、地域社会との関わりの中で考え、解決する手伝いをしていきます。もちろん必要があれば、児童相談所や警察署などとも連携します。

悩みを抱え込まずに、ちょっとしたことで気軽に相談

あなたにも
できることがあります

市における虐待相談件数は、年々増加しています。連絡してきた人で一番多いのは「家族・親戚」と「警察」で、それらの次は「学校」となっています。周囲の人からの連絡は、かなり少なくなっています。

平成16年に児童虐待防止法

が改正され、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰でも市や児童相談所などに連絡する義務が課せられました。

「いつも聞こえていた子どもの声が聞こえない」など、不審に思うことがあったときには、ためらわずに連絡をしてください。連絡した人が特定されないよう秘密は守られます。また、連絡を受けて、虐待を受けたと思われる子ど

こんなときには迷わず連絡を！

- なかなか家に帰りがらない
- 朝早くから外に出されている
- なんだか不自然な傷やあざがある
- 季節に合わない格好や汚れた服を着ている
- 尋常でない泣き声が聞こえる
- いつも聞こえていた子どもの声が聞こえないなど

